

# 神奈川県公報



県の花：山ゆり

令和 3 年 8 月 3 日 (火曜日)

定期 第 228 号

毎週火曜日及び金曜日発行

購読料  
一箇月 二、九三〇円 一箇年 三三、一六〇円  
(消費税・地方消費税・送料込み)  
本号一部三七四円(消費税及び地方消費税込み)

目次	ページ
○告示 土壌汚染対策法に基づく要措置区域の指定の解除(環境農政・大気水質課)	429
○公告 開発行為に関する工事の完了(平塚土木事務所)	429
多摩川におけるしじみの採捕に係る制限及び所持等の	

禁止並びに共同漁業権の行使の制限(内水面漁場管理委員会)	429
○入札公告 特定調達契約に係る一般競争入札の実施(2件)(企業・寒川浄水場)	430
特定調達契約に係る一般競争入札の実施(2件)(企業・谷ヶ原浄水場)	432

特定調達契約、土地の売払いの契約等に係る入札公告以外の入札公告は、各発注機関がかながわ電子入札共同システム(URL <https://nyusatsu.e-kanagawa.lg.jp/>)の入札情報サービスシステムに掲載します。なお、特定調達契約、土地の売払いの契約等に係る入札公告は、県公報又は県のホームページに掲載します。

## 告 示

### 神奈川県告示第511号

土壌汚染対策法(平成14年法律第53号)第6条第4項の規定に基づき、次の要措置区域について同条第1項の指定を解除する。

令和3年8月3日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

- 1 指定を解除する要措置区域  
秦野市曾屋字六反地936番1の一部(次の図に示す部分に限る。)
- 2 土壌溶出量基準又は土壌含有量基準に適合していない特定有害物質の種類  
ふっ素及びその化合物
- 3 講じられた指示措置等  
土壌汚染の除去

(「次の図」は省略し、その図面は、神奈川県環境農政局環境部大気水質課及び神奈川県湘南地域県政総合センター環境部環境保全課において一般の縦覧に供する。)

## 公 告

都市計画法第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

令和3年8月3日

神奈川県平塚土木事務所長 久 保 徹

開発区域に含まれる地域の名称	高座郡寒川町一之宮4-2, 569の1ほか9筆
開発区域の面積	666.69平方メートル
開発許可を受けた者の住所	東京都港区高輪3-22の9
開発許可を受けた者の氏名	タマホーム株式会社 代表取締役 玉木 伸弥

開発許可年月日及び許可番号	令和3年3月15日 神奈川県指令平土第610060号
---------------	----------------------------

### 神奈川県内水面漁場管理委員会指示第2号

漁業法(昭和24年法律第267号)第120条第1項及び第171条第4項の規定により、内共第13号及び内共第14号第一種共同漁業権の区域において、次のとおり指示する。

令和3年8月3日

神奈川県内水面漁場管理委員会  
会長 井 貫 晴 介

- 1 指示内容
  - (1) 多摩川におけるしじみ資源保護のため、次のとおり採捕を制限し、及び所持等を禁止する。
    - ア 大きさの制限  
殻長1.5センチメートル以下のしじみは、採捕を禁止する。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。
      - (i) 公的機関が試験研究の用に供する場合
      - (ii) 神奈川県内水面漁場管理委員会が必要と認めた場合
    - イ 所持又は販売の禁止  
アに違反して採捕したしじみ及びその製品の所持又は販売を禁止する。
    - ウ 漁具又は漁法の制限
      - (i) 漁業者及び漁業従事者に係る制限  
漁業者が漁業を営むためにする場合又は漁業従事者が漁業者のためにする場合において、しじみまき漁具(刃口をつけたものに限る。)によりしじみを採捕するときは、当該漁具は次に掲げる範囲でなければならない。
        - a 籠目構造の部分にあっては、籠目1センチメートル以上かつす目0.6センチメートル以上
        - b 網目構造の部分にあっては、網目1センチメートル以上

発行  
横浜市中央区日本大通一  
神奈川県政策局政策部政策法務課  
電話横浜(〇四五)二一〇一一一  
印刷  
横浜市鶴見区矢向三一五一二七  
野崎印刷紙器株式会社  
電話横浜(〇四五)五七一三三〇八

この公報は再生紙を使用しています

- c すのこ構造の部分にあっては、す目0.6センチメートル以上
- (イ) 遊漁者等に係る制限
- (7)に規定する場合、公的機関が試験研究のためにしじみを採捕する場合及び神奈川県内水面漁場管理委員会が必要と認めた場合を除き、次に掲げる漁具又は漁法以外の漁具又は漁法によりしじみを採捕してはならない。
- a くまで(幅15センチメートル以下のものに限る。)
- b 徒手採捕
- (2) 内共第13号及び内共第14号の漁業の免許を受けたものは、当該漁業権の区域における遊漁者によるしじみの採捕を拒んではならない。
- 2 指示期間
- 令和3年9月1日から令和4年8月31日まで

## 入 札 公 告

### 特定調達契約に係る入札公告

次のとおり一般競争入札を行います。

令和3年8月3日

神奈川県企業庁

寒川浄水場長 尾 崎 美 成

#### 1 調達内容

- (1) 購入物品の名称及び数量  
次亜塩素酸ナトリウム 900 t (令和3年度下半期分)
- (2) 納入期間  
令和3年10月1日から令和4年3月31日までの間で、寒川浄水場長が発注する都度
- (3) 納入場所  
神奈川県企業庁寒川浄水場(高座郡寒川町宮山4, 271番地)
- (4) 最初の契約に係る入札公告日  
令和3年1月19日

#### 2 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者で、同条第2項の規定により一般競争入札に参加させないこととした者に該当しない者であること。
- (2) 神奈川県入札参加資格者名簿(物件の買入れ・物件の借入れ・一般業務の請負等)において営業種目として「産業用薬品」に登録されている者で、「A」又は「B」の等級に区分されているものであること。
- (3) 神奈川県指名停止期間中の者でないこと。
- (4) 当該物品を納入する能力を有する者であること。

なお、この入札に参加を希望する者で(2)に該当しないものは、次により資格審査を申請することができます。

ア 資格審査に関する問合せ先

神奈川県会計局調達課資格審査グループ(神奈川県庁本庁舎1階 電話(045)210-6721)

イ 申請方法

かながわ電子入札共同システム(URL <https://nyusatsu.e-kanagawa.lg.jp/>)の資格申請システムの入札参加資格申

請メニューのWTO申請により入札参加資格申請申請を行うとともに、資格申請に必要な書類を神奈川県会計局調達課「入札参加資格申請・共同受付窓口」(郵便番号231-8588 横浜市中区日本大通1 神奈川県庁本庁舎1階)へ提出してください。

また、かながわ電子入札共同システムの資格申請システムによることができない場合は、所定の競争入札参加資格認定申請書及び申請に必要な書類をアの場所に提出してください。

ウ 申請期限

令和3年8月31日(火)午後5時

エ その他

詳細は、かながわ電子入札共同システムの説明によります。

#### 3 入札説明書の交付場所等

- (1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び事務を担当する所属

郵便番号253-0106 高座郡寒川町宮山4, 271番地 神奈川県企業庁寒川浄水場管理課 黒澤 遼 電話(0467)75-1056  
ファクシミリ(0467)74-5804

- (2) 入札説明書の交付期間

令和3年8月3日(火)から同月31日(火)まで

#### 4 入札参加希望者に求められる義務

この入札に参加を希望する者は、競争参加資格確認申請書を令和3年8月31日(火)午後5時までに3の(1)の場所に提出してください。

#### 5 入札及び開札の場所及び日時

この入札は、神奈川県企業庁寒川浄水場において、かながわ電子入札共同システムにより入開札を行います。

- (1) 入札期間

令和3年9月10日(金)午前8時30分から同月14日(火)午後5時まで

- (2) 開札日時

令和3年9月15日(水)午前9時

なお、郵便による入札をしようとする者は、令和3年9月14日(火)午後5時までに到着するよう3の(1)の場所に入札書を郵送してください。

#### 6 その他

- (1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金

免除

- (3) 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者のした入札及び入札の条件に違反した入札は無効とします。

- (4) 落札候補者及び落札者の決定方法

神奈川県公営企業財務規程第148条第1項の規定に基づいて定めた予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札候補者とします。落札候補者として連絡を受けた者は、当該連絡を受けた日の翌日(土曜日、日曜